

資料5

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定について

1 計画の目的

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」は、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」および「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく計画で、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等支援に関する施策を定めるものです。

このたび、別冊のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

(1) 「子どもの貧困対策計画」と「ひとり親家庭等自立促進計画」との一体的策定

両計画の一体化に伴い、新たに「めざす姿」を設定し、「めざす姿」に対応する形で「取組の視点」および「具体的な取組と計画目標」を見直しました。

(2) 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」および「子ども大纲綱」の内容を反映

貧困は、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であることをふまえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、子どもの貧困の解消に向けた各種の取組を推進していきます。

(3) 「民法等の一部を改正する法律」の趣旨をふまえて、養育費の確保に向けた取組の推進

養育費を確保しやすくするため、令和6年5月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、2年以内に施行されることとなりました。法定養育費制度の導入、養育費債権に優先権（先取特権）の付与など、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化していきます。

3 中間案の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方（別冊 P1～3）

1. 計画策定の趣旨

ひとり親家庭の約半数が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることをふまえ、ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、両計画を一体化して策定します。

2. 計画期間および計画の位置づけ

計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

本計画は「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条および、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条に基づいて策定するものです。また、「みえ元気プラン」や「三重県こども計画（仮称）」などのその他の県の計画とも関連するものとして位置付けています。

3. 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や経済的困難に起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

第2章 子どもの貧困およびひとり親家庭等の現状（別冊 P 4～10）

1. 子どもの貧困に関する状況

令和4（2022）年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3（2021）年の我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査時の平成30（2018）年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。

2. ひとり親家庭等に関する状況

本県におけるひとり親家庭の世帯数は、令和2（2020）年には14,996世帯となっており、平成27（2015）年と比較し、約17%減少しています。

第3章 現行計画の取組状況

（1）「第二期三重県子どもの貧困対策計画」

①教育の支援

スクールソーシャルワーカーを市町や教育支援センターに配置し、児童生徒や家庭への支援を行いました。家庭での学習が困難な子どもには「地域未来塾」による学習支援を提供し、低所得世帯の不登校児童生徒にはフリースクール利用料の一部を補助しました。

②生活の支援

市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し、妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」による相談窓口を設置しました。市町が実施する産前産後のケアや全戸訪問事業を支援し、生活困窮家庭には自立相談支援機関（相談窓口）で継続的な支援を行いました。子ども食堂や学習支援教室などの「子どもの居場所」の運営を支援し、運営者の活動を補助金等で支援しました。

③保護者に対する就労の支援

生活保護家庭の方を対象に、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員

がハローワーク等と連携して就労支援を行いました。また、就労可能な生活保護家庭の方には自立した世帯からの申請による就労自立給付金を支給しました。「おしごと広場みえ」では、雇用関係情報の提供や職業相談、キャリアカウンセリング、就職支援セミナーなどを実施し、各種相談やキャリアカウンセリング、個別支援計画の作成を行い、切れ目のない支援を提供しました。

④経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当を支給しました。また、経済的支援が必要な低所得世帯には無利子または低利子の資金を貸付け、経済的自立や生活意欲の向上を図りました。

⑤身近な地域での支援体制の整備

支援が必要な家庭からの相談に対応するため、ワンストップ相談窓口の設置や関係部署との連携体制を整備しました。学校、子どもの居場所、要保護児童対策地域協議会、こども家庭センターなどからの情報を基に、包括的かつ一元的な支援を行う体制を整えました。また、「みえ外国人相談サポートセンター」では11言語で相談に対応し、専門相談や相談員研修を充実させました。

(2) 「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」

①親への就業支援

三重県母子・父子福祉センターの令和5年度の就業率は、35.7%でした。同センターでは、就職に有利なパソコンや、簿記の無料講習を実施しました。就業相談員がハローワークや福祉事務所と連携し、ひとり親の能力開発と就労支援を行いました。

②子育て家庭と生活のための支援

ひとり親家庭に対する生活支援事業を行い、必要経費を補助しています。放課後児童クラブの利用料を減免し、補助基準を引き上げることで経済的負担を軽減しました。

③子どもへの学習支援

ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業は令和5年度に8市町が実施しています。令和5年度から生活困窮家庭も対象となり2市が実施、令和6年度からは大学受験料や模試費用も対象となり1市が実施しています。

④経済的な安定のための支援

養育費に関する相談支援を行うほか、児童扶養手当の支給や医療費助成事業の補助により、経済的安定を図りました。

⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターでは、就労や養育費に関する相談を実施しました。また、ひとり親家庭が24時間365日スマートフォン等で情報にアクセスできる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」をホームページ上で運用しています。

⑥父子家庭に対する支援の充実

父子世帯は、ひとり親家庭世帯数の約15%（令和2（2020）年）と少ない状況ですが、福祉事務所には、250件（令和5（2023）年度）の相談がありました。

第4章 実態調査（別冊 P21～37）

県内の貧困家庭やひとり親家庭における生活実態を把握し、効果的な支援につなげていくため、当事者へのアンケート調査や、聴取調査を実施しました。

【主なアンケート結果】

○子どもの勉強時間について

子どもの勉強時間について、「まったくしない」、「30分より少ない」、「30分以上1時間より少ない」と1時間未満と回答した子どもが約8割と全体的に勉強時間が少ない。

○各種支援制度の認知度について

子育て世代が利用できるさまざまな支援について、「知らない」と答えた方が多くいました。特に、「母子・父子福祉センター」（71.1%）、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」（87.7%）など、ひとり親家庭への支援について、「知らない」と答えた割合が多い。

第5章 これまでの取組の検証（別冊 P38～40）

（1）教育の支援（子どもへの学習支援）

- ・子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、家庭での学習習慣の確立に向けた取組を進めるとともに、指導の改善や個に対応した指導の充実を図る必要があります。
- ・全ての子どもが夢や希望を持ち、将来の自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、キャリア教育を推進する必要があります。
- ・家庭の経済状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えないよう、幼児期から高等教育までの教育費負担の軽減を図る必要があります。
- ・学校が居場所やセーフティーネットとしての福祉的な役割を果たすための支援体制を整備する必要があります。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町と連携し、地域で利用できるようにする必要があります。

(2) 生活の支援（子育てと生活のための支援）

- ・ひとり親家庭は「時間の貧困」に陥りやすく、親子で過ごす時間が少ないという課題があります。
- ・市町によって生活支援メニューに差が生じているため、効果的な取組を他の市町に共有し、国に対して市町の財政負担を軽減する要望を行う必要があります。
- ・子ども食堂などの「子ども居場所」を増やし、子どもや保護者が社会的に孤立しないよう、交流の場としての機能を充実させる必要があります。

(3) 保護者に対する就労の支援（親への就業支援）

- ・ひとり親家庭の保護者に対して就業支援を行っている三重県母子・父子福祉センターの認知度が低いため、広報を強化する必要があります。
- ・ひとり親家庭の保護者は子育てと仕事を両立できる職場を希望する傾向があり、ハローワークや福祉事務所と連携し、個々の状況に応じた就労支援体制の充実が求められます。

(4) 経済的支援（経済的な安定のための支援）

- ・民法等改正法の趣旨をふまえ、離婚前の早い段階から養育費に関する相談支援や取り決めの促進を行う必要があります。

(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

（相談機能の充実と各種支援制度の周知・父子家庭に対する支援の充実）

- ・市町の貧困の解消に向けた対策についての計画の策定が半数にとどまっており、計画策定への支援が必要です。
- ・ワンストップ窓口やアウトリーチの取組を強化し、支援が届きにくい家庭の早期発見を図ります。
- ・「ひとり親家庭等相談用A I チャットボット」の認知度向上とF A Qの改善を進め、相談体制を充実する必要があります。
- ・ヤングケアラー等の子どもが相談できる体制を関係機関と連携して整備するほか、父子家庭が孤立しないよう支援を充実させることが重要です。

第6章 めざす姿と取組の視点（別冊 P41～43）

(1) めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします。

(2) 取組の視点 （施策を展開する上で、分野横断的な視点）

- ①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築
- ②支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備
- ③市町における支援体制の充実
- ④学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
- ⑤ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

第7章 具体的取組と計画目標（別冊 P44～64）

(1) 教育の支援

学校を地域に開かれた、そして地域に広がっていくプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習支援、関係機関のネットワーク構築に取り組みます。

また、家庭の経済状況や環境に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る経済的負担を軽減し、学校生活を保障します。また、学校教育を通じて子どもの学習状況を把握し、指導の改善や個に対応した指導を進めます。

さらに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来の自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、キャリア教育を推進します。

加えて、学校が居場所やセーフティーネットとしての役割を果たすための支援体制を整備します。生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町と連携し、地域で利用できるようにし、幼児期から高等教育までの教育費負担の軽減を図ります。

(2) 生活の支援

貧困家庭やひとり親家庭の子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行います。特に、ひとり親家庭の「時間の貧困」を解消するため、親子で過ごす時間を確保できる支援を強化します。

また、各市町間の生活支援メニューの差の解消を進めるとともに、子ども食堂などの「子ども居場所」を増やし、交流の場としての機能を充実させ、子どもや保護者が社会的に孤立しないよう支援します。

(3) 保護者に対する就労の支援

子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本的な改善が期待されることから、保護者への就労の支援を行います。

また、ひとり親家庭の保護者を支援するために、三重県母子・父子福祉センターの広報を強化し、認知度を高めます。

さらに、子育てと仕事を両立できる職場を希望する保護者のために、ハローワー

クや福祉事務所と連携し、個々の状況に応じた就労支援体制を充実させます。

加えて、より安定した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援も行います。

(4) 経済的支援

貧困の状況にある子どもの生活上の利益が損なわれないよう、その保護者や子どもに対する経済的支援を行います。

特に、ひとり親世帯である母子家庭において、養育費の受け取りが適切に履行されていない現状を踏まえ、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化します。

(5) 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

生活ストレスの増大や孤立化によりヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が増すことを考慮し、要保護児童対策協議会や支援体制整備事業を通じて、関係機関が情報を共有し、子どもを含む家庭全体に多面的な支援を提供します。また、市町の貧困の解消に向けた対策についての計画の策定を促進し、ワンストップ窓口やアウトリーチを強化して支援が届きにくい家庭を早期に発見します。さらに、ひとり親家庭等相談用A I チャットボットの認知度向上とF A Qの改善を進め、相談体制を充実させます。相談体制の充実には父子家庭が孤立しないよう配慮するほか、進学などで関係機関とのつながりが途絶えないように、移行先の関係機関と情報を共有し、継続的な相談支援体制を整備します。

○目標

項目名	現状値	目標値 (令和 11 年度)
1. 教育の支援		
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261 人 (R5)	400 人
施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの大学等進学率	32. 1% (R4・R5)	検討中
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	76. 0% (R5)	100%
2. 生活の支援		
こども家庭センター設置市町数	15 市町 (R6)	29 市町
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19 市町 (R5)	29 市町

子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181 か所 (R5)	350 か所
3. 保護者に対する就労の支援		
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）求人票件数	150 件 (R5)	250 件
4. 経済的支援		
養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備		
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15 市町 (R5)	29 市町
こども家庭センター設置市町数【再掲】	15 市町 (R6)	29 市町

※目標値以外にも対策を進める上でフォローが必要な指標として、目標値を設定しないモニタリング指標を設定しています。(別冊 P66~67)

第8章 計画の推進体制 (別冊 P65)

本計画に基づく進行管理について、P D C Aのサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握し、めざす姿の実現に向けて、より効果的に対策を推進していきます。

4 今後の予定

- 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案の説明）
パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
- 令和7年2月 第2回三重県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議
第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明）
- 3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定